

京丹波町告示第15号

京丹波町建設工事等電子入札運用基準の一部を改正する告示

京丹波町建設工事等電子入札運用基準（平成21年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「契約権者が指定し」を「監理課の職員とし」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 入札執行者 監理課長をいう。ただし、監理課長が都合により入札の執行をできない場合は、当該課長が指名した職員。
- (3) 入札立会者 入札執行者が指定した職員とし、開札が適正に実施されたことについて確認を行う者をいう。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入札事務関係職員及び入札立会者は、開札後、次の確認を行うものとする。
 - (1) 最低入札者の使用したICカードの名義人が正しいものであること。
 - (2) 入札書を送信した時点において最低入札者の使用したICカードが有効期限内にあること。

第13条に次の2項を加える。

- 5 入札執行者及び入札立会者は、電子入札システムにおける落札決定の署名を行うものとする。
- 6 前項の署名は、くじ引きによる場合及び落札決定を保留する場合並びに入札の不調その他特段の事情により入札を取り止める場合も同様とする。

第18条第11項中「契約権者は」を削る。

第20条第4項中「持参により」の次に「入札事務関係職員に」を加え、同条に次の1項を加える。

- 6 入札執行者は、紙入札者から受領した紙入札書を速やかに入札事務関係職員から受け取り、開札まで保管するものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、施行日以降に入札の公告又は入札通知書に基づいて実施する入札について適用する。